紹介状なしで受診する場合、初診時選定療養費が加算されます

厚生労働省の定めにより「病院間の相互機能の分担、連携」を推進することが求められています。そのため、他の医療機関から紹介状を持たず当院を本人希望で受診する際に診療費とは別にお支払いいただく選定療養費が発生します。

1.初診時選定療養費の料金

1科につき 7,700円(税込)

2.初診時選定療養費の対象

□ 紹介状を持たずに初めての科を受診する	場合
----------------------	----

- □ 外来予約が無く、前回受診より6カ月経過している場合
- □ 外来予約日に本人希望で初診の科(2科目)を受診する場合
 - ※受付時間と診療科によっては当日受診が出来ない場合があります。

ただし、以下の場合を除きます。

- ・他医療機関、健診施設からの紹介状を持参した場合
- ・かかりつけ科の疾患に関連があり、院内紹介された場合
- ・救急医療(救急搬送)において受診した場合
- ・外来受診からそのまま入院となった場合
- ・生活保護、労働災害、公務災害、交通事故で受診した場合など

3.受付方法

新患受付: 平日 8:10~11:00

受付場所 : 2階 1B新患受付

ご不明な点がありましたら、2階新患受付へお越しください。